

当社における感染予防対策について

香月堂及び香月堂グループでは、食品安全に関する国際規格である FSSC22000 に基づき、普段より菌やウイルスへの対応に取り組んでおりますが、従来からの取り組みに加えて、1月末から下記の対応を行い、全社を挙げて感染症予防に努めております。

- 2020年1月29日 直近2週間の全従業員の海外渡航歴、国際空港利用歴を調査。新型コロナウイルス感染が危険視される海外渡航者、国際空港利用者には7日間の自宅待機を指示。
- 2020年2月4日 今後国内外の感染危険地域への旅行、国際空港利用などの予定のある従業員を念頭に、社内での感染リスク回避のための出勤・就業ルール（7日間の自宅待機）を制定。
- 2020年2月7日 通常は自己申告で記録されていた、従業員に対する体温測定と体調問診を、責任を持った専任担当者による体温測定、体調問診に変更し実施。
37.5℃以上の体温、又は、肺炎が疑われる症状がある場合は7日間の自宅待機。
- 2020年2月18日 新型コロナウイルス感染予防対策に関する社内通達を実施。
- ・ 間接部門の従業員（工場勤務者以外）の就業時のマスク着用の義務化
 - ※ 工場勤務者は通常から就業時にはマスクと手袋着用
 - ・ 外部との不要不急の接触を回避（電話、メール、TV電話などを活用）
 - ・ 不特定多数の人が集まる場所への立ち入りの自粛を要請
 - ・ 出退勤ピーク時を避けた時差勤務
- 2020年2月19日 お取引先様へ、感染予防への協力を要請。（当社事業所訪問時のルール）
- 2020年2月19日 当社事業所への外部来訪者に対する体温測定、体調問診を開始。

- 2020年2月25日 従業員食堂における対面着座の禁止。
- 2020年2月26日 直営アウトレット店舗の待合室の混雑緩和のための整理券配布、
店舗内に消毒液噴霧器3台と消毒用アルコール除菌器の設置。
- 2020年2月26日 外勤時は、混雑時の公共交通機関での移動は避け、車、タクシーなどを極力使用する
ことを社内ルールに追加。
- 2020年3月2日 厚労省発表の、換気が悪く人が密集して過ごす空間への立ち寄りを従業員に自粛要請。
- 2020年3月3日 厚労省発表の「最大潜伏期間は12.5日間」であることを踏まえ、自宅待機による
経過観察日数を7日間から13日間に延長。
- 2020年3月9日 通常時に工場内で毎日行われていた、商品製造機器と床部の除菌消毒に加えて、
人の手が触れる可能性のある場所の全てを除菌消毒する運用ルールへ変更。
- 2020年3月18日 やむを得ず商談が必要な場合、来客者様にもマスクを提供してご着用いただく
ルールへ変更。
- 2020年3月25日 自宅待機による経過観察日数を13日間から14日間に延長。

事業の安定継続と従業員間の感染抑制のため、以下のルールを追加

- 2020年3月25日 製造部門従業員の工場間往来の制限。
- 2020年3月27日 机や作業位置の配置変更により、業務時の互いの距離を2m以上確保。
- 2020年3月27日 会議時間を30分以内、互いの距離2m以上確保する会議ルールを追加。
- 2020年4月1日 始業時のみならず、勤務中の従業員体調確認も徹底するルールを追加。

2020年4月1日 事務スペース利用前後の消毒実施の徹底。

2020年4月1日 屋内の喫煙所、仮眠スペースの使用禁止。

2020年4月1日 直営アウトレット店舗における安定供給責任を果たすため、一部業務を
2チーム編成による交代勤務に変更。

今後も新型コロナウイルスの拡大状況をふまえて、お客様に当社商品を安心して召し上がって
いただくことと、当社社員の健康を最優先に考えて、感染症予防のための取り組みを強化・継
続してまいります。

お客様、関係各位の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。